

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
津山市	勝北地区	令和3年3月31日	令和2年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	1,076ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	678ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	291ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	190ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	14ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	66ha
(備考) 転出して長い者、法人等組織が該当する年齢不明の農地面積がおよそ10ha存在する。	

注1:④についてはR2年度までの中心経営体に登録があったもののデータになります。

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、勝北地区では124ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>■担い手について 勝北地区の担い手についての方針は、日本原、杉宮以外の地域では地域の話合いの結果に従う事を基本とする。日本原は農地所有者は、出し手・受け手に係わらず、原則、農地を中間管理機構に貸し付けることで対応し、杉宮は入作を希望する担い手の受入を促進することで対応する。</p>
<p>■作物の作付について 勝北地区の作物の作付についての方針は、日本原、下野田以外の地域では、地域の話合いの結果に従う事を基本とする。日本原は行政・JAなどの農業関係機関の方針・計画に合わせることで対応し、下野田は地区全域で土地利用型作物での転作を進めることで対応する。</p>
<p>■基盤整備について 勝北地区の基盤整備の取組についての方針は、概ね全域で地域の話合いの結果に従う事を基本とするが、下野田においては、園芸作物の栽培を推進するため、ハウス整備や灌水設備の整備を基盤整備事業で行うことを考えている。</p>

注1:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、1,973筆、1,969,763㎡となっている。

■農地中間管理機構の活用方針

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

■基盤整備への取組方針

原則として、地域の話合いの結果に従うが、地域の要望に合わせて、農地の大区画・汎用化並びにハウス整備や灌水設備の整備等の基盤整備を行い、中心経営体に農地を集約する。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付希望数(筆)	貸付面積(m ²)
1	新野東	242	251,160
2	西上	101	106,139
3	西中	90	81,082
4	西下	93	119,024
5	新野山形	311	295,448
6	日本原	44	28,018
7	市場	165	173,789
8	大岩	321	307,161
9	奥津川	28	12,584
10	上村	39	29,559
11	中村	47	53,331
12	杉宮	108	134,936
13	坂上	54	50,156
14	原	91	106,831
15	安井	144	125,833
16	上野田	49	47,596
17	下野田	46	47,111
	計	1,973	1,969,758